

国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 17 年 11 月 4 日(金) 13 時 30 分～15 時 30 分

2. 場所 (財)財務会計基準機構 会議室

3. 議題

(審議事項)

(1) 10 月開催の IASB 会議の議事内容について

- 業績報告
- 金融商品
- 収益認識
- 概念フレームワーク

4. 議事概要

(審議事項)

(1) 10 月開催の IASB 会議の議事内容について

● 業績報告

当プロジェクトは、IASB と FASB の共同プロジェクトとして、セグメント A、B に分けて検討されている。10 月の IASB 会議では、セグメント A のうち、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂案の First Pre-ballot Draft の Sweep Issues、損益及び包括利益計算書の形式について審議が行われ、IASB/FASB の合同会議では、セグメント B のうち Financing のカテゴリーについて審議が行われたことが紹介された。

Sweep Issues については、包括利益という用語の使用、基本財務諸表の名称、純利益という用語の使用、その他包括利益累計額の開示、その他包括利益項目に関連する税金の表示、適用時期、経過措置の必要性、コメント期間について審議されたことが紹介された。は comprehensive income に代えて recognised income and expense を使用すること、は statement of earnings and comprehensive income に代えて statement of recognised income and expense とすること、は net income に代えて profit or loss とすること、その他包括利益累計額は項目別に区分表示するが、合計額の開示は要求しないこと、は FASB に合わせてその他包括利益の各項目に関連する税金を財務諸表本体もしくは注記に表示することが暫定合意された。

損益及び包括利益計算書の形式については、「損益及び包括利益計算書」という 1 計算書を要求するという従来の暫定合意だけでなく、1 計算書方式と 2 計算書方式(損益計算書

と総認識利得損失計算書)の選択を認めることも、スタッフの代替案に含まれているが、最終結論が持ち越されたことが説明された。

Financing のカテゴリについては、Financing カテゴリを財務諸表に表示すべきか、Financing カテゴリは、他のカテゴリに先立って定義されるべきか、企業のFinancing 取引を表すような資産及び負債、損益及び包括利益計算書のFinancing カテゴリ中で、合算され表示されるべき性質の資産及び負債の変動について審議が行われた。(なお、詳細な内容については「IASB 会議報告(第50回会議)」を参照)

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 包括利益の名称として、recognised income and expense を用いるのは、realised と混同するので、comprehensive income のままがよい。もし変更するのであれば、Total non-owners change in equity が実態を表していると考える。
- 損益及び包括利益計算書(Statement of earnings and comprehensive income)を Statement of recognised income and expense と変更し、計算書の名称から純利益を示す用語(earnings)を削除することは、純利益の位置づけを低くすることにつながらないか。
- Financing 取引を表すような資産及び負債が区分可能なのか疑問である。
- 年金費用について、利息費用を Financing に区分するのではなく、全体として Operating として区分するべきではないか。年金費用の利息は年金資産の利息収益と相殺する前であるが、B/S 上の年金負債は年金資産と相殺した後であるので、年金費用の利息を借入金の利息と同じように扱うことには違和感がある。
- 損益及び包括利益計算書の形式について、2 計算書方式が復活した経緯についての質問に対しては、山田 IASB 理事から、ヨーロッパの産業界には、1 計算書方式では当期利益の重要性が損なわれるという懸念があり受け入れがたいという意見があり、その意見に配慮したものであると回答があった。

● 金融商品

2005 年 4 月の IASB/FASB 合同会議において、金融商品に関する会計基準の短期的及び中長期的な統合化を、どのような方向で進めていくべきかについて議論が行われ、次の 2 つの代替案の可能性を、今後検討していくことが暫定的に合意されている。

(a) 金融商品会計基準の根本的な見直しを行う。金融商品のすべてを公正価値で測定する(全面公正価値測定)方向で検討。

(b) 包括的な測定フレームワーク(ただし全面公正価値測定ではない)を持つモデルを用いることによって、金融商品の測定に関する混合測定属性モデルの改善を図る。

10 月開催の IASB 会議、IASB/FASB 合同会議では、スタッフから金融商品の全面公正価値(全ての金融商品を公正価値で報告し、その変化は変化が生じた期間に収益又は費用

として報告)の採用を共通の長期目標として掲げて、短期プロジェクトはそれと不整合を生じない問題を扱うとの方針を両ボードのホームページに掲載すること、金融商品プロジェクトの目標として、上記の長期目標、ヘッジ会計の要求事項の簡素化、金融商品の認識の中止に関する新しく統合された基準の開発、が提案され、議論の結果、スタッフの提案が承認されたことが説明された。(なお、詳細な内容については「IASB 会議報告(第50回会議)」を参照))

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 全面公正価値は、以前の Joint Working Group (JWG) の意見が反対された経緯があるにもかかわらず、また、全面公正価値が混合属性モデルより優れていることが、理論的に証明されており、実証研究もなされていないと思われるが、なぜ今回の会議で議論されることになったのか疑問である。
- 事業投資が公正価値評価されていないので、金融商品を全面公正価値評価すると、事業投資との間で評価のゆがみが出る。現在の混合属性モデルはこのゆがみを補正できるので優れている。
- IASB の金融商品ワーキング・グループとこの長期目標との関係についての質問については、山田 IASB 理事から、当初ワーキング・グループでは中長期的な金融商品会計基準の方向性について検討することが目的であったが、ワーキング・グループのメンバーの関心は現在の IAS 第 39 号に関する論点の議論にあるので、中長期的な方向性に関する議論は進んでいないという回答があった。
- 長期目標として掲げられている項目のうち、ヘッジ会計の簡素化は全面公正価値と方向が同じであるが、金融商品の認識の中止を簡素化することは全面公正価値と方向が逆になるのではないか。
- 全面公正価値の範囲をこれから決定するのに、最初から「全面」とうたうこと自体がおかしい。公正価値測定は、適用範囲が重要である。
- 日本で考えている、金融投資、非金融投資のモデルは有用ではないか。
- 金融商品ではなく、日本で議論されているような金融投資という切り口は議論されていないかという質問に対し、山田 IASB 理事から、議論はされたが経営者の恣意性が介入するということと理解されていないというコメントがあった。

● 収益認識

本プロジェクトは、6月のIASB会議で、売り手が顧客に対して負っている履行義務を「履行価値(顧客との契約金額)」に基づき測定し、契約当初において「契約発生時収益」を認識しないアプローチを採用することが暫定合意されている。

10月開催のIASB会議、IASB/FASB合同会議では、9月に引き続き、このアプローチについて、個別の会計単位についての規定の明確化及び顧客の参照市場の意味、履行

義務の定義、 9月に履行価値を表すものとして検討された「顧客ベース価値」という用語を廃止して、「配分対価額」に置き換えること、 見積り販売価格の見積もりにおける「平均費用」及び「平均利益率」という用語の利用、 無条件の待機状態の義務の測定、 無条件の待機状態の義務及びその消滅の影響 資産及び負債が活発な市場状況の下で公正価値で測定される場合の代替的アプローチに対する調査の検討順序について検討が行われたと、また、収益の定義に関連して、顧客及び財(products)の定義について議論が行われたことが報告された。(なお、詳細な内容については「IASB 会議報告(第50回会議)」を参照) その後の質疑応答においては、以下のような、意見が述べられた。

- これまで議論されてきた、履行義務を公正価値(法的解放金額)で測定し、契約時に顧客対価額と法的解放金額との差額を収益(「契約発生時収益」)として認識するアプローチ(代替案1)が、履行価値(顧客ベース価値、配分対価額)で測定し、顧客対価額と配分対価額の差額を各履行義務に配分することにより、契約当初において契約発生時収益を認識しないアプローチ(代替案2)に変更されたが、収益認識のアプローチが(代替案1)に戻らないとは限らないため、今後の検討を注視する必要がある。

● 概念フレームワーク

10月開催のIASB 会議、IASB/FASB 合同会議では、質的特性間の関係(7月、9月IASB 会議のフォローアップ)、特定のタイプの企業に異なる目的及び質的特性が必要か、及び財務報告の目的についてのスタッフドラフトが議論されたことが説明された。

実社会の経済事象に対して、各ステップで質的特性を適用して、最終的に意思決定に有用な財務報告を構築することを示した、フロープロセス・アプローチが7月IASB 会議から議論されている。10月のIASB 会議では、9月IASB 会議の議論を受けて修正を行った、フロープロセス・アプローチがスタッフから提案されたことが説明された。

特定のタイプの企業に異なる目的及び質的特性が必要かについては、SME等、いかなる特定のタイプの企業に対しても、財務報告の目的又は意思決定に有用な財務報告の質的特性に、いかなる相違点も必要ないというスタッフ提案が暫定合意されたことが説明された。

また、財務報告の目的についてのスタッフドラフトについては、財務報告の環境状況や財務情報の特性及び限界をカバーするAppendixを開発するべきではないこと、キーとなる概念について、IASBの基準のようなブラックレター/グレーレターのフォーマットを用いてハイライトしないこと、目的は財務諸表ではなく、財務報告について記述されることが、暫定合意されたことが説明された。

(なお、詳細な内容については「IASB 会議報告(第50回会議)」を参照)

以上